トラボックス株式会社（以下「当社」といいます。）は、電子決済等代行業者として、銀行法に基づき、金融機関との間で締結した電子決済等代行業に係る契約内容の一部を以下のとおり公表いたします。

当社と契約締結済みの金融機関（以下「金融機関」といいます。）
GMO あおぞらネット銀行

1. お客様に損害が発生した場合の当社と金融機関との賠償責任の分担について

（１）当社は、本サービスに関して利用者に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、本サービスの利用規約に基づき賠償又は補償が不要となる場合を除き、本サービスの利用規約に従い、利用者に生じた損害を賠償又は補償します。
ただし、当該損害が預金等の不正払戻しに起因するものである場合、当社は、金融機関が定める口座不正使用補てん規定(個人のお客さま)及び口座不正使用補てん規定(事業者のお客さま)に定める補償の考え方に基づき、利用者に補償を行うものとします。
この場合における当社と金融機関の賠償責任の分担は以下のとおりです。

① 当該損害が専ら金融機関の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したとき：
当社が利用者に賠償又は補償した損害を金融機関に求償することができます。

② 当該損害が金融機関及び当社双方の責めに帰すべき事由によるものであることを疎明したとき：
金融機関に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上金融機関と合意した額を求償することができます。

③ 金融機関又は当社のいずれの責めにも帰すことができない事由により生じたとき、又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかではないとき：
金融機関及び当社は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行います。

（２）金融機関は、金融機関の口座の利用者に提供するサービス若しくは金融機関のサービスと本サービスとの接続に関して利用者に生じた損害を利用者に対して賠償若しくは補償し、又はやむを得ないと客観的かつ合理的な事由により判断して本サービスに関して利用者に生じた損害を利用者に対して賠償若しくは補償することがあります。
この場合における当社と金融機関の賠償責任の分担は以下のとおりです。

① 当該損害が専ら当社の責めに帰すべき事由によるものであることを金融機関が疎明したとき：
金融機関が利用者に賠償又は補償した損害を当社に求償することができます。

② 当該損害が金融機関及び当社双方の責めに帰すべき事由によるものであることを金融機関が疎明したとき：
当社に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさ等を考慮して、誠実に協議の上当社と合意した額を求償することができます。

③ 当該損害が、金融機関又は当社のいずれの責めにも帰すことができない事由により生じたとき、又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかではないとき：
金融機関及び当社は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行います。

2. 当社による情報の適正な取扱いおよび安全管理のために行う措置ならびに金融機関が行う措置について

当社は、金融機関から取得した利用者の情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ本サービスの利用規約に従って取り扱うものとします。

当社は、金融機関が定める基準に従ったセキュリティ及び体制を維持します

金融機関は、当社が上記基準を満たしていない可能性があると客観的かつ合理的な事由により判断する場合、当社に対して、報告及び資料の提出、 立入り監査、当社に対する改善の要求、並びに本サービスに係るAPI連携の制限又は停止等の措置を行うことができます。

3. 当社が電子決済等代行業再委託者（以下「連鎖接続先」といいます。）の委託を受けて電子決済等代行業を行う場合において、当該連鎖接続先が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当社が行う措置並びに当社が当該措置を行わないときに金融機関が行うことができる措置について

当社は、連鎖接続を行う場合、事前に金融機関に対して、当該金融機関と合意した事項を通知するものとします。

当社は、連鎖接続先に対し、当社と同等の基準に従ったセキュリティ及び業務運営体制を維持する義務を負わせ、これを遵守させるものとします。

当社は、連鎖接続先との間で、当該連鎖接続先のセキュリティ、利用者保護、利用者情報の適正な取扱い及び安全管理のために、連鎖接続の方法及び内容に関する契約を締結し、当該連鎖接続先に対して必要に応じて報告を求め、指導又は改善を行います。

金融機関は、連鎖接続先に上記の遵守義務の不履行があり、又は、当社が連鎖接続先に対する

指導若しくは改善を適切に行っていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、当社に連鎖接続先との連携停止を求めることができ、当社が相当期間内にこれを停止しない場合は、当社との間の本サービスに係るAPI連携を制限又は停止することができるものとします。